

相・続・通・信 第7号



相続手続支援センター

松本駅前店

〒390-0817 長野県松本市巾上 13-6

TEL0263-35-6481 / FAX0263-87-2117

ブログ : <http://blog.goo.ne.jp/souzokumatamoto>

長野駅前店

〒380-0935 長野県長野市中御所 2-14-14

TEL026-223-1322 / FAX026-291-4163

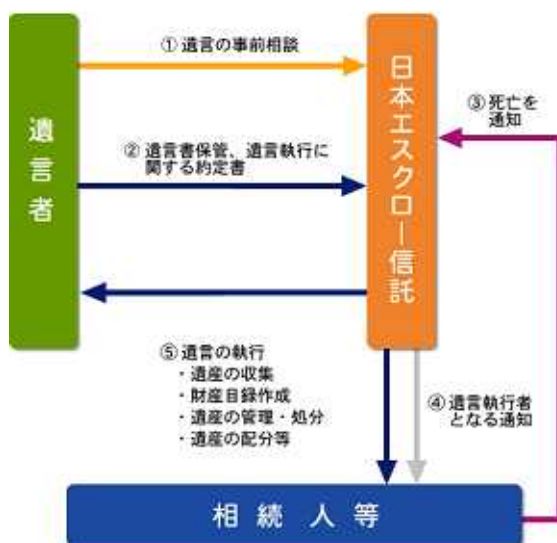
相続手続支援センター

新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。皆様には日頃よりご愛顧頂き心より感謝申し上げます。

相続手続支援センターでは本年、新たな取り組みとして「ホームロンドクター(<http://www.hld.jp/>)」の代理店登録を行いました。具体的にはお客様の収入や支払いの金利が変動するリスクを検討し、複数の金融機関の住宅ローンの中から最適な選択をサポートするサービスになります。また施工業者からの依頼で、住宅ローンの融資が受けられずに家を購入・建築できない住宅購入希望者の融資交渉をサポートするサービスも提供致します。

もうひとつ新たな取り組みとして新年早々には「日本エスクロー信託(<http://www.j-escrow-trust.co.jp/>)」の代理店となる予定です。遺言信託や遺産整理業務(下記スキーム参照) 相続諸費用を事前に準備しておく金銭信託などの業務を行います。具体的には「自分の葬儀費用や税務申告税理士報酬・相続税納付用資金等は事前に自分で用意し、その資金を信託しておきたい。家族にお金の迷惑をかけたくない」などのご希望に対応させていただきます。



【遺言信託の基本スキーム】



【遺産整理業務の基本スキーム】

本年も皆様に一層相続手続支援センターをご利用頂ける様スタッフ一同取り組んでまいりますので、引き続き相続手続支援センターをご愛顧賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

法定相続分について

今回は相続人、相続分についてのお話です。誰が相続人になるのか、どれくらい相続できるのか(相続分)については、民法で定められています。

昭和22年までは**家督相続**という制度があり、相続人となるのはまず長男で、亡くなられた人の財産はすべて長男が相続し、その場合他の家族は全く相続することができませんでした。その後何度か法改正があり、現在の**均分相続**の時代になります。例えば、父、母、長男、長女という4人家族がいて父が亡くなった場合は、相続人は母、長男、長女の3人となり、相続分は妻が1/2、長男、長女は1/4となります。ただし、この相続分は必ずこの通りに財産を分けなくてはならないというものではありません。相続人全員が話し合うことにより、好きなように分けることもできます。例えば長男、長女が納得すれば、妻が全ての財産を相続することもできます。

このようなことから、近年までは各自の相続分が民法で定められていると言っても、やはり家を継いだ(もしくは親と同居している)1人の相続人がすべて財産を引き継ぐということが多かったのではないかと思います。しかしこのところ相談を受けていますと、状況が急速に変わってきているのを感じます。親と同居する相続人が少なくなっていること、自分の相続分を権利として主張する相続人が多くなっていることなどにより、名義変更の手続きがスムーズに進まない、又は長期化する方が増えています。

家を継いで自分が自宅の土地・建物を相続したいと思っている相続人も、他の相続人の相続分を気にして、どのように話を切り出そうか、代わりに何の財産を渡したらいいのかと悩んでいるケースも多いです。

親と一緒に暮らしている、親の面倒を見ているから、自分がすべての財産を相続することを他の相続人も納得してくれるはずだと思っていたところ、結局きっちりと相続分を主張され、もめたというケースもあります。

うちは大丈夫だという思いは禁物。生前贈与を行う、意志を伝えておく、遺言書を作成する、エンディングノートを作成する等、無用な争いを避けるため、できることから行っておきましょう。

相続“豆”知識



戸籍を取りたいのですが、住んでいる市町村の役所窓口で入手できるのでしょうか？

戸籍を取得したい場合は、原則として本籍地の市町村役場に出向き、窓口で申請(請求)をします。現在住んでいる住所地と本籍地が遠く離れていて出向くのが難しい場合は、郵送による請求も出来ます。郵送請求するときは予め、本籍地の市町村役場のHPや電話などで、どのような書類等を用意して郵送すればよいのか確認しましょう。

なお、平成20年5月1日から戸籍法の一部改正により、窓口での「本人確認」が義務づけられています。戸籍等の請求をするときは、運転免許証などの写真付き本人確認書類を忘れずに持っていくようにしましょう。郵送請求の場合も、本人確認書類の写しを同封することとなっています。

余談ですが、戸籍には謄本と抄本があります。戸籍謄本には、戸籍に記載がある方全員の事項を写したものです。戸籍抄本は全員ではなく、一部の特定の方の情報のみを写したものです。必要に応じて請求されるとよいでしょう。